

琴平町 通所型サービスA(A7) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	給付率	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目										
A7	1001	通所型サービス A(I)月5(9割)	90%	イ 通所型サービス費A	事業対象者・要支援1(月5回まで)		300単位	300	1回につき		
A7	1011	通所型サービス A(I)月5(8割)	80%				300単位	300			
A7	1021	通所型サービス A(I)月5(7割)	70%				300単位	300			
A7	1002	通所型サービス A(I)月5+同一建物減算(9割)	90%			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	300単位	同一建物減算 -87単位		213単位	213
A7	1012	通所型サービス A(I)月5+同一建物減算(8割)	80%				300単位			213単位	213
A7	1022	通所型サービス A(I)月5+同一建物減算(7割)	70%				300単位			213単位	213
A7	1201	通所型サービス A(II)月10(9割)	90%			事業対象者・要支援2(月10回まで)				300単位	300
A7	1211	通所型サービス A(II)月10(8割)	80%							300単位	300
A7	1221	通所型サービス A(II)月10(7割)	70%							300単位	300
A7	1202	通所型サービス A(II)月10+同一建物減算(9割)	90%				事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	300単位		同一建物減算 -87単位	213単位
A7	1212	通所型サービス A(II)月10+同一建物減算(8割)	80%	300単位	213単位			213			
A7	1222	通所型サービス A(II)月10+同一建物減算(7割)	70%	300単位	213単位			213			

要支援1 又は 週1回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求する。
※月5回までの利用

要支援2 又は 週2回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求する。
※月10回までの利用

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	給付率	算定項目				合成 単位数	算定単位			
種類	項目											
A7	1006	通所型サービス A(I)月5・定超(9割)	90%	イ 通所型サービス費A	事業対象者・要支援1(月5回まで)		300単位	定員超過の場合×70%	210	1回につき		
A7	1016	通所型サービス A(I)月5・定超(8割)	80%				300単位		210			
A7	1026	通所型サービス A(I)月5・定超(7割)	70%				300単位		210			
A7	1007	通所型サービス A(I)月5・定超+同一建物減算(9割)	90%			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	300単位	定員超過の場合 ×70%	同一建物減算 -87単位		123単位	123
A7	1017	通所型サービス A(I)月5・定超+同一建物減算(8割)	80%				300単位				123単位	123
A7	1027	通所型サービス A(I)月5・定超+同一建物減算(7割)	70%				300単位				123単位	123
A7	1206	通所型サービス A(II)月10・定超(9割)	90%			事業対象者・要支援2(月10回まで)			300単位		210	
A7	1216	通所型サービス A(II)月10・定超(8割)	80%						300単位		210	
A7	1226	通所型サービス A(II)月10・定超(7割)	70%						300単位		210	
A7	1207	通所型サービス A(II)月10・定超+同一建物減算(9割)	90%				事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合	300単位	定員超過の場合 ×70%		同一建物減算 -87単位	123単位
A7	1217	通所型サービス A(II)月10・定超+同一建物減算(8割)	80%	300単位	123単位			123				
A7	1227	通所型サービス A(II)月10・定超+同一建物減算(7割)	70%	300単位	123単位			123				